

秋田県県税事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四十八号

秋田県税事務取扱規則の一部を改正する規則

秋田県税事務取扱規則（昭和三十九年秋田県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百五条の見出しを「（徴収及び滞納処分の状況等の整理）」に改め、同条中「滞納記録整理票を作成し」を削り、「記載して」を「電子情報処理組織により」に改める。

第二百九条中第二十三号を削り、第二十四号を第二十三号とし、第二十五号を第二十四号とする。

附 則

この規則は、平成三十年一月四日から施行する。